

2024 年度後期開始

修士課程・博士前期課程・専門職学位課程対象

(※博士課程・博士後期課程対象外)

日本学生支援機構授業料後払い制度

1 制度の概要

在学中に「授業料」の貸与（無利子）を受け、大学院修了後に所得や子供の数に応じて後払いする制度です(2024 年後期開始)。授業料と併せて「生活費奨学金」の貸与（無利子）を受けることもできます。

① 授業料（授業料支援金）	上限 535,800 円/年+保証料 <ul style="list-style-type: none">● 法務研究科も上記が上限額（差額を大学へ納付しなければなりません）。● 機関保証の加入必須。返還時は授業料相当額+保証料を返還。● 授業料支援金から保証料を差し引いた授業料相当額を JASSO から大学へ振込（利用者への振込はありません）。
② 生活費奨学金	最大 40,000 円/月（20,000 円又は 40,000 円から選択） <ul style="list-style-type: none">● 希望者のみ。生活費奨学金のみの利用は不可。● 機関保証の加入必須。毎月の貸与額から保証料を差し引き。● 毎月、機関保証の保証料を差し引いた金額を JASSO から利用者へ振込。

※第一種奨学金と授業料後払い制度の併用は不可

2 後払い制度と第一種奨学金の相違点

学生各自の家計状況、大学院における研究計画及び将来設計等を考慮して十分に検討し、自分自身に合った制度を選択してください。判断に迷う場合は学生支援課に相談してください。

制度	授業料の納付	奨学金の性質等
後払い制度 授業料支援金+生活費奨学金 (希望者のみ)	<ul style="list-style-type: none">● 在学中の納付なし（修了後に返還義務あり） ※授業料支援金として、最大で 535,800 円/年（法務研究科も同額）を貸与可● 授業料免除制度への申請可 ※免除を受けた場合は「免除後の金額」+「保証料」が貸与額	<ul style="list-style-type: none">● 貸与月額 最大 40,000 円/月(2万 or 4万)● 保証制度 機関保証の加入必須（毎月の貸与月額から保証料を差引）● 返還方法 所得連動返還方式のみ ※第一種の同方式と比べ、控除等の配慮が追加された返還方法● 返還額 (授業料相当額+保証料) +生活費奨学金 の合計額● 返還免除 申請可（授業料支援金も対象）
第一種奨学金	<ul style="list-style-type: none">● 在学中の納付義務あり● 授業料免除制度への申請可	<ul style="list-style-type: none">● 貸与月額 50,000 円/月 or 88,000 円/月● 保証制度 人的保証又は機関保証から選択 (機関保証の場合毎月の貸与月額から保証料を差引)● 返還方法 定額返還方式又は所得連動返還方式から選択● 返還額 貸与の合計額● 返還免除 申請可

